

## 平成28年白老町議会定例会3月会議会議録（第5号）

平成28年 3月22日（火曜日）

開 議 午後 1時00分

散 会 午後 3時28分

---

### ○議事日程 第5号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 議案第28号 白老町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第32号 白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第33号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第34号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第35号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第36号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第37号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第39号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第40号 ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例の制定について
- 第12 議案第43号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第15号）
- 第13 議案第44号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 予算等審査特別委員会の審査報告について
  - 議案第30号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第31号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第38号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第41号 第5次白老町総合計画基本計画の変更について
  - 議案第42号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について
  - 議案第11号 平成28年度白老町一般会計予算
  - 議案第12号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
  - 議案第13号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
  - 議案第 15 号 平成 28 年度白老町学校給食特別会計予算
  - 議案第 16 号 平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
  - 議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算
  - 議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算
  - 議案第 19 号 平成 28 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
  - 議案第 20 号 平成 28 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
  - 議案第 21 号 平成 28 年度白老町水道事業会計予算
  - 議案第 22 号 平成 28 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
  - 第 15 号 発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 16 号 選挙第 1 号 選挙管理委員の選挙について
  - 第 17 号 選挙第 2 号 選挙管理委員補充員の選挙について
  - 第 18 号 承認第 1 号 議員の派遣承認について
  - 第 19 号 意見書案第 1 号 介護報酬の見直し等に関する意見書（案）
  - 第 20 号 意見書案第 2 号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書（案）
  - 第 21 号 常任委員会の所管事務等調査の報告について  
（産業厚生常任委員会）  
（広報広聴常任委員会）
  - 第 22 号 諸般の報告
  - 第 23 号 休会について
- 

## ○会議に付した事件

- 議案第 28 号 白老町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 32 号 白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37 号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 39 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 40 号 ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 43 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 15 号）

議案第 4 4 号 平成 2 7 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）  
予算審査特別委員会の審査報告について

議案第 3 0 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 1 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 8 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4 1 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について

議案第 4 2 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について

議案第 1 1 号 平成 2 8 年度白老町一般会計予算

議案第 1 2 号 平成 2 8 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第 1 3 号 平成 2 8 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 1 4 号 平成 2 8 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

議案第 1 5 号 平成 2 8 年度白老町学校給食特別会計予算

議案第 1 6 号 平成 2 8 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

議案第 1 7 号 平成 2 8 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

議案第 1 8 号 平成 2 8 年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第 1 9 号 平成 2 8 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議案第 2 0 号 平成 2 8 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第 2 1 号 平成 2 8 年度白老町水道事業会計予算

議案第 2 2 号 平成 2 8 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

選挙第 1 号 選挙管理委員の選挙について

選挙第 2 号 選挙管理委員補充員の選挙について

承認第 1 号 議員の派遣承認について

意見書案第 1 号 介護報酬の見直し等に関する意見書（案）

意見書案第 2 号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書（案）

常任委員会の所管事務等調査の報告について  
（産業厚生常任委員会）

諸般の報告

休会について

---

## ○出席議員（14名）

1 番 山 田 和 子 君

2 番 小 西 秀 延 君

3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

5番	吉田和子君	6番	氏家裕治君
7番	森哲也君		

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	古俣博之君
副町	長	岩城達己君
教育	長	安藤尚志君
総務課	長	大黒克己君
財政課	長	安達義孝君
企画課	長	高橋裕明君
経済振興課	長	本間力君
経済振興課港湾室	長	赤城雅也君
農林水産課	長	石井和彦君
生活環境課	長	山本康正君
町民課	長	畑田正明君
税務課	長	南光男君
上下水道課	長	田中春光君
建設課	長	竹田敏雄君
健康福祉課	長	長澤敏博君
高齢者介護課	長	田尻康子君
学校教育課	長	高尾利弘君
生涯学習課	長	武永真君
子ども課	長	下河勇生君
病院事務	長	野宮淳史君

消	防	長	中	村	論	君		
予	防	課	長	笠	原	勝	司	君
監	査	委	員	菅	原	道	幸	君

---

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	岡	村	幸	男	君
主			査	増	田	宏	仁	君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから、休会前に引き続き、議会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、5番、吉田和子議員、6番、氏家裕治議員、7番、森哲也議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、3月8日及び本日の議会再開前に開催した議会運営委員会の協議の経過と結果について、報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

〔議会運営委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員長（吉田和子君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、3月8日及び本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は、定例会3月会議の運営に関する件であります。

まず、本日、町長の提案にかかるものとして、平成27年度の一般会計補正予算と港湾機能施設整備事業特別会計補正予算の2件の追加議案の提出がありました。

担当課長から補正予算の説明を受け、本日の議題に供することといたしました。

また、この追加議案については、町側から説明をしたい旨の申し出があったことから、本会議開会前に特に議案説明会を開催することといたしました。

次に、議会関係の議案であります。

3月8日の本会議終了後に協議した意見書案、委員会条例の一部改正、選挙管理委員と選挙管理委員補充員の選挙についてであります。

最初に、意見書案についてであります。提案する意見書案2件は、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

次に、委員会条例の一部改正についてであります。委員全員一致により委員会発議といたします。

次に、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員についてであります。議会運営基準に基づき、選挙の方法は指名推選により、推薦の方法は議長発議により行うことといたします。

これらの議会関係の議案についても、本日の議事日程としました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで、委員長報告は報告済みといたします。

---

◎議案第 28 号 白老町の休日を定める条例等の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 3、議案第 28 号 白老町の休日を定める条例等の一部を改正する  
条例の制定についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議 28-1 をお開き願います。

議案第 28 号、白老町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町の休日を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次のページをお開き願います。下段です。附則。この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。これまで白老町の年末年始における休日は、12 月 31 日か  
ら翌年 1 月 5 日までとしているところであるが、道その他近隣市町と同一にすることにより、行政  
事務、公共施設運営及び窓口サービス等において円滑に推進されることから、年末年始における休  
日を 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとするため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

---

白老町の休日を定める条例新旧対照表（第 1 条による改正関係）

改正前	改正後
(町の休日) 第 1 条 略 (1) 及び (2) 略 (3) <u>12 月 31 日から翌年の 1 月 5 日まで</u> の日（前号に掲げる日を除く。）	(町の休日) 第 1 条 略 (1) 及び (2) 略 (3) <u>12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</u> の日（前号に掲げる日を除く。）

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正関係）

改正前	改正後
(休日) 第 9 条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭	(休日) 第 9 条 職員は、国民の祝日に関する法律（昭

和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。 <u>12月31日から翌年の1月5日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)</u> についても、同様とする。	和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。 <u>12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)</u> についても、同様とする。
--	--

しらおい経済センター設置条例新旧対照表(第3条による改正関係)

改正前	改正後
(利用時間等) 第6条 略 2 センターの休館日は、 <u>12月31日から翌年1月5日まで</u> とする。 3 略	(利用時間等) 第6条 略 2 センターの休館日は、 <u>12月29日から翌年1月3日まで</u> とする。 3 略

白老ふるさと2000年の森設置及び管理に関する条例新旧対照表(第4条による改正関係)

改正前	改正後
(利用時間等) 第7条 略 2 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>12月31日から翌年1月5日まで</u> (3) 略 3 略	(利用時間等) 第7条 略 2 施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。 (1) 略 (2) <u>12月29日から翌年1月3日まで</u> (3) 略 3 略

白老町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第5条による改正関係)

改正前	改正後
(休日勤務手当) 第11条 職員には、正規の勤務日が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))及び年末年始の休日( <u>12月31日から翌年の1月5日までの日</u> をいい、祝日法による休日を除く。)をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に当たっても、正規の給与を支給する。 2 略	(休日勤務手当) 第11条 職員には、正規の勤務日が休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。))及び年末年始の休日( <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u> をいい、祝日法による休日を除く。)をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。)に当たっても、正規の給与を支給する。 2 略

白老町公民館条例新旧対照表（第6条による改正関係）

改正前	改正後
（使用時間等） 第4条 略 2 公民館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>12月31日から翌年の1月5日まで</u> 3 略	（使用時間等） 第4条 略 2 公民館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) <u>12月29日から翌年の1月3日まで</u> 3 略

白老町放課後児童クラブ条例新旧対照表（第7条による改正関係）

改正前	改正後
（開設日時及び開設時間） 第3条 略 (1) 略 (2) 年末年始（ <u>12月31日から翌年1月5日まで</u> ） (3) 略 2～3 略	（開設日時及び開設時間） 第3条 略 (1) 略 (2) 年末年始（ <u>12月29日から翌年1月3日まで</u> ） (3) 略 2～3 略

白老町スポーツ施設条例新旧対照表（第8条による改正関係）

改正前	改正後																				
別表第2（第7条関係）※抜粋 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白老町総合体育館</td> <td>1 略 2 <u>12月31日から 翌年1月5日まで</u></td> </tr> <tr> <td>白老町民温水プール</td> <td>1 <u>12月30日から 翌年1月6日まで</u> 2 略</td> </tr> <tr> <td>白老町北吉原はまなすスポーツセンター</td> <td>1 <u>12月31日から 翌年1月5日まで</u> 2 略</td> </tr> <tr> <td>以下 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	休館日	白老町総合体育館	1 略 2 <u>12月31日から 翌年1月5日まで</u>	白老町民温水プール	1 <u>12月30日から 翌年1月6日まで</u> 2 略	白老町北吉原はまなすスポーツセンター	1 <u>12月31日から 翌年1月5日まで</u> 2 略	以下 略		別表第2（第7条関係）※抜粋 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白老町総合体育館</td> <td>1 略 2 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u></td> </tr> <tr> <td>白老町民温水プール</td> <td>1 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u> 2 略</td> </tr> <tr> <td>白老町北吉原はまなすスポーツセンター</td> <td>1 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u> 2 略</td> </tr> <tr> <td>以下 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	休館日	白老町総合体育館	1 略 2 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u>	白老町民温水プール	1 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u> 2 略	白老町北吉原はまなすスポーツセンター	1 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u> 2 略	以下 略	
施設名	休館日																				
白老町総合体育館	1 略 2 <u>12月31日から 翌年1月5日まで</u>																				
白老町民温水プール	1 <u>12月30日から 翌年1月6日まで</u> 2 略																				
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	1 <u>12月31日から 翌年1月5日まで</u> 2 略																				
以下 略																					
施設名	休館日																				
白老町総合体育館	1 略 2 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u>																				
白老町民温水プール	1 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u> 2 略																				
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	1 <u>12月29日から 翌年1月3日まで</u> 2 略																				
以下 略																					

○議長（山本浩平君） ただいま、提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 28 号 白老町の休日を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 32 号 白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 32 号 白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議 32-1 をお開き願います。

議案第 32 号、白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次のページ、附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行により共済年金が厚生年金に統一されたことに伴い、「特定警察職員等」の定義規定を定めていた地方公務員等共済組合法の規定が削除され、厚生年金保険法に新たに規定されたことから、関係する規定を整備するとともに、任期の末日を、部分年金支給年度開始年度までとする経過措置を運用で行っていたが、条例で定めることとし、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

-----

白老町職員の再任用に関する条例新旧対照表

改正前	改正後																										
<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>3 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第18条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第5条までの規定を適用する。</p> <p>(任期の末日に関する特例)</p> <p>4 略</p> <table border="1"> <tr> <td>平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p>5 略</p> <table border="1"> <tr> <td>平成19年4月1日から平成22年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>平成22年4月1日から平成25年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成25年4月1日から平成28年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table>	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年	平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年	平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年	平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年	<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>3 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等(以下「特定警察職員等」という。)である者については、平成31年4月1日から、法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第5条までの規定を適用する。</p> <p>(任期の末日に関する特例)</p> <p>4 略</p> <table border="1"> <tr> <td>公布の日から平成29年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日から平成33年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table> <p>5 略</p> <table border="1"> <tr> <td>平成31年4月1日から平成33年3月31日まで</td> <td>61年</td> </tr> <tr> <td>平成33年4月1日から平成35年3月31日まで</td> <td>62年</td> </tr> <tr> <td>平成35年4月1日から平成37年3月31日まで</td> <td>63年</td> </tr> <tr> <td>平成37年4月1日から平成39年3月31日まで</td> <td>64年</td> </tr> </table>	公布の日から平成29年3月31日まで	62年	平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	63年	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで	64年	平成31年4月1日から平成33年3月31日まで	61年	平成33年4月1日から平成35年3月31日まで	62年	平成35年4月1日から平成37年3月31日まで	63年	平成37年4月1日から平成39年3月31日まで	64年
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	63年																										
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	64年																										
平成19年4月1日から平成22年3月31日まで	61年																										
平成22年4月1日から平成25年3月31日まで	62年																										
平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	63年																										
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	64年																										
公布の日から平成29年3月31日まで	62年																										
平成29年4月1日から平成31年3月31日まで	63年																										
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで	64年																										
平成31年4月1日から平成33年3月31日まで	61年																										
平成33年4月1日から平成35年3月31日まで	62年																										
平成35年4月1日から平成37年3月31日まで	63年																										
平成37年4月1日から平成39年3月31日まで	64年																										

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第32号 白老町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 32 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 33 号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等  
の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） 議 33-1 をお開き下さい。

議案第 33 号、白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につ  
いて。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するもの  
とする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

下段です。附則。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次のページをお開き願います。議案説明でございます。地方公務員法の一部が改正されたことに  
伴い、同法を運用している条項について所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであ  
る。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第 1 条関係）

改正前	改正後
（目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） <u>第 24 条 第 6 項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。	（目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） <u>第 24 条 第 5 項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

白老町職員の寒冷地手当に関する条例新旧対照表（第 2 条関係）

改正前	改正後
（目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） <u>第 24 条第 6 項</u> 及び職員の給与に関する条例（昭和 34 年条例	（目的） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号） <u>第 24 条第 5 項</u> 及び職員の給与に関する条例（昭和 34 年条例第 15

第15号。以下「給与条例」という。)第18条の規定に基づき、職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)に支給される寒冷地手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。	号。以下「給与条例」という。)第18条の規定に基づき、職員(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)に支給される寒冷地手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
--	---

白老町一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表(第3条関係)

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 白老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(山本浩平君) 日程第6、議案第34号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定に

ついてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議 34-1 をお開き下さい。議案第 34 号でございます。

白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

続きまして、議 34-5 をお開きください。附則でございます。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

続きまして、次のページ、議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、町税に係る徴収及び換価の猶予に関する申請手続き等について必要事項を条例委任されたこと並びに税制改正大綱において個人番号の利用の取り扱いを一部手続きについて見直す方針が示され、町民税及び特別土地保有税に係る減免申請について個人番号の記載を不要と取り扱うことから、所要の規定を整備するため、本条例等の一部を改正するものである。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

白老町税条例新旧対照表（第 1 条による改正）

改正前	改正後
第 8 条から第 17 条まで 削除	<p>（徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</p> <p>第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、合理的かつ妥当な金額による分割納付又は分割納入とする。</p> <p>2 町長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分</p>

割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該

	<p><u>当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p>(3) <u>前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額</u></p> <p>(4) <u>当該猶予を受けようとする期間</u></p> <p>(5) <u>分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）</u></p> <p>(6) <u>猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価格及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）</u></p> <p><u>2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足る書類</u></p> <p>(2) <u>財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及</u></p>
--	--

	<p><u>び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p><u>(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p><u>3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p><u>4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、</u> <u>第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p><u>5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p><u>(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p><u>(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p><u>(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p><u>6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u> <u>（職権による換価の猶予の手続等）</u></p>
--	---

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、合理的かつ妥当な金額による分割納付又は分割納入とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、合理的かつ妥当な金額による分割納付又は分割納入とする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入

<p>(公示送達)</p> <p>第18条 <u>地方税法</u>（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、白老町公告式条例（昭和25年条例第12号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p><u>することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p>5 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第9条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第4項第3号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p>第12条 <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴収することができない特別の事情がある場合とする。</u></p> <p>第13条から第17条まで <u>削除</u></p> <p>(公示送達)</p> <p>第18条 <u>法第20条の2の規定による公示送達は、白老町公告式条例（昭和25年条例第12号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>
--	---

<p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p>	<p>(町民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で<u>令第46条の4</u>に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p>
--	--

白老町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条による改正)

改正前	改正後
<p>(白老町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 白老町税条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、<u>同項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u>又は法人番号</p> <p>(中略)</p> <p>第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「<u>、氏名又は名称及び個</u></p>	<p>(白老町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 白老町税条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第51条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第139条の3第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び氏名又は名称」を「<u>、氏名又は名称及び法</u></p>

<p>人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（後略）</p>	<p>人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>（後略）</p>
---	---

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。  
これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。  
議案第34号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。  
よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第35号 白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。  
提案の説明を求めます。  
南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議35-1をお開きください。議案第35号でございます。

白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

続きまして、議 35-3 をお開きください。附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出について適用し、平成 27 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出（申出期間の初日が平成 28 年 4 月 1 日以降である審査の申し出を除く。）については、なお従前の例による。

続きまして、議 35-5 をお開きください。議案説明でございます。行政不服審査法の全部改正により地方税法の一部が改正されたことに伴い、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出及びその決定の手続きにおいて準用する規定等が整備されたことから、地方税法に基づき条例で定める審査申出手続き等に関する規定についても所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

白老町固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

改正前	改正後
(審査の申出)	(審査の申出)
第 4 条 略	第 4 条 略
2 略	2 略
(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所	(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所又は居所
(2) 略	(2) 審査の申出に係る処分の内容
(3) 略	(3) 略
(4) 略	(4) 略
	(5) 略
3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審	3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審

<p>査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4～5 略</p> <p>6 <u>第4項の規定は、前項の届出書にこれを準用する。</u></p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 <u>委員会は、前項の期間内に審査申出人が欠陥を補正しなかった場合は、5日以内の期間を定めて催告するものとし、この期間内に補正しなかった場合は、当該審査申出書を却下することができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>(審査の申出の取下げ)</p> <p>第6条 <u>審査申出人は、委員会が審査の決定を行うまでの間はいつでも審査の申出の全部又は一部を取り下げることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の審査の申出の取下げは、審査申出人においてその旨を記載した文書に記名押印して、委員会にこれを提出してしなければならない。</u></p>	<p>査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>4～5 略</p> <p>6 <u>審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</u></p> <p>(審査申出書の受理及び却下)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>削る。</p> <p>4 略</p> <p style="text-align: center;">第4節 審査の手続</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条 <u>委員会は、書面審理を行う場合には、町長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を送付し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;"><u>第4節 審査の手続</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(審査の併合又は分離)</u></p> <p><u>第7条 委員会は、必要あると認めるときは、 数個の審査の申出を併合し、又は併合された 数個の審査の申出を分離することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(資料の提出)</u></p> <p><u>第8条 審査申出人は、審査の決定があるまで はいつでも審査に関し、必要な資料を提出す ることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(書面審理)</u></p> <p><u>第9条 委員会は、書面審理を行う場合におい ては、町長に対し審査申出書の副本及び必要 と認める資料の概要を記載した文書を送付 し、期限を定めて、正副2通の弁明書の提出 を求めるものとする。</u></p> <p><u>2 委員会は、必要があると認める場合におい ては、審査申出人に対し町長の提出した弁明 書の写及び必要と認める資料の概要を記載し</u></p>	<p><u>して弁明がされた場合には、前項の規定に従 って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p><u>3 委員会は、弁明書の提出があった場合にお いては、審査申出人に対しその副本及び必要 と認める資料の概要を記載した文書を送付し なければならない。</u></p> <p><u>4 審査申出人は、弁明書の副本の送付を受け たときは、これに対する反論書を提出するこ とができる。この場合においては、委員会が 定めた期間内にこれを提出しなければならない 。</u></p> <p><u>5 委員会は、審査申出人から反論書の提出が あったときは、これを町長に送付しなければ ならない。</u></p> <p><u>削る。</u></p> <p><u>削る。</u></p> <p><u>削る。</u></p> <p><u>削る。</u></p>
---	--

<p><u>た文章を送付し、期限を定めて反論書の提出をを求めることができる。</u></p> <p>3 <u>委員会は必要があると認める場合においては、町長に対し審査申出人の提出した反論書の写及び必要と認める資料の概要を記載した文章を送付し、期限を定めて再弁明書の提出を求めることができる。</u></p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p><u>第9条の2 略</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p>(実地調査)</p> <p><u>第11条 略</u></p> <p>(決定書の作成)</p> <p><u>第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、決定書正副2通を作成し、その決定の日から10日以内に正本を審査申出人</u></p>	<p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>(口頭審理)</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>(実地調査)</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>(手数料の額)</p> <p><u>第10条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料(以下この条及び次条において「手数料」という。)の額は、別表に掲げる交付の方法に応じた額とする。</u></p> <p>(手数料の減免)</p> <p><u>第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(決定書の作成)</p> <p><u>第13条 委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書を作成しなければなら</u></p>
---	--

<p>に、副本を町長にそれぞれ送付しなければならない。</p> <p>2 前項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、決定を行った委員がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) 審査申出人の氏名又は名称及び住所</p> <p>(2) 審査の申出の年月日</p> <p>(3) 審査の申出の趣旨及び理由</p> <p>(4) 決定の主文</p> <p>(5) 決定の理由</p> <p>(6) 決定の年月日</p>	<p>ない。</p> <p>(1) 主文</p> <p>(2) 事案の概要</p> <p>(3) 審査申出人及び町長の主張の要旨</p> <p>(4) 理由</p> <p>2 法第433条第12項の通知は、審査申出人に対しては前項の決定書の正本をもって、町長に対してはその副本をもって、これをしてしなければならない。</p> <p>別表（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>交付の方法</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複写機により用紙に白黒で複写したものの交付</td> <td>1枚10円</td> </tr> <tr> <td>複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</td> <td>1枚20円</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付</td> <td>1枚10円</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付</td> <td>1枚20円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考 両面で複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。</td> </tr> </tbody> </table>	交付の方法	手数料の額	複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚10円	複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚20円	電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚10円	電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚20円	備考 両面で複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	
交付の方法	手数料の額												
複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	1枚10円												
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚20円												
電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したものの交付	1枚10円												
電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したものの交付	1枚20円												
備考 両面で複写又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。													

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号、白老町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 8、議案第 36 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議 36-1 をお聞きください。

議案第 36 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次のページをお聞きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。増加傾向にある空き家等の適正管理に関し、町民が安全で  
安心して暮らすことのできる生活環境を保全することを目的として、平成 25 年 3 月に本条例を制  
定し、必要な措置を講じているところであるが、このたび、国において平成 27 年 5 月 26 日に  
「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、従来条例で定めていた規定と法との  
整合性を図る必要が生じたことから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。  
よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町空き家等の適正管理に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>白老町空き家等の適正管理に関する条例</u></p> <p>（目的） 第 1 条 <u>この条例は、空き家等の適正管理に関し、空き家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）の責務を明らかにするとともに、管理不全な状態となった空き家等に対する措置について必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体、財産及び生活環境に対する重大な損害の発生の防止に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第 2 条 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p>	<p><u>白老町空家等の適正管理に関する条例</u></p> <p>（目的） 第 1 条 <u>この条例は、空家等の管理の適正化を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民が安全で安心して暮らすことのできる生活環境を保全することを目的とする。</u></p> <p>（定義） 第 2 条 <u>この条例における用語の意義は、法の例による。</u> 2 <u>この条例において、管理不全な状態とは、</u></p>

(1) 空き家等 町内に所在する建物その他の  
工作物で常時無人の状態にあるもの及び  
その敷地をいう。

(2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当  
する状態をいう。

ア 著しい老朽化、台風、積雪等の自然現象  
その他の事由により倒壊し、又はその  
一部が飛散するおそれのある危  
険な状態

イ 不特定者の侵入等による火災又は犯罪  
が誘発されるおそれのある状態

ウ その他著しい支障を及ぼすおそれがある  
と町長が認める状態

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等  
が管理不全な状態にならないよう適正な管理  
を行わなければならない。

(情報提供)

第4条 町民は、管理不全な状態である空き家  
等があると認めるときは、速やかに町長にそ  
の情報を提供するものとする。

(立入調査)

第5条 町長は、この条例の施行に必要な限度  
において、その職員に必要と認める場所に立  
ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を調査さ  
せ、又は関係者に質問させ、若しくは報告を  
求めさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、  
その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請  
求があったときは、これを提示しなければなら  
ない。

3 第1項の立入調査の権限は、犯罪捜査のため  
に認められたものと解釈してはならない。

(助言、指導及び勧告)

第6条 町長は、空き家等が管理不全な状態に  
なるおそれがあると認めるとき、又は管理不  
全な状態であると認めるときは、当該空き家  
等の所有者等に対し、必要な措置について助  
言又は指導を行うことができる。

2 町長は、前項の指導又は助言を行ったにも  
かかわらず、なお、当該空き家等が管理不全  
な状態にあるときは、当該空き家等の所有者  
等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を  
講ずるよう勧告することができる。

(措置命令)

第7条 町長は、前条の規定による勧告に応じ

次のいずれかに該当する状態をいう。

(1) 台風、積雪等の自然現象その他の事由  
により倒壊し、又はその一部が飛散するお  
それのある危険な状態

(2) 不特定者の侵入等による火災又は犯罪  
が誘発されるおそれのある状態

(3) その他著しい支障を及ぼすおそれがある  
と町長が認める状態

(所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者等は、当該空家等が管  
理不全な状態にならないよう適切な管理を行  
わなければならない。

(情報提供)

第4条 町民は、管理不全な状態である空家等  
があると認めるときは、速やかに町長にその  
情報を提供するものとする。

削る。

削る。

削る。

ないとき、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公表)

第8条 町長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 命令の対象である空き家等の所在地

(3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、白老町公告式条例（昭和25年条例第12号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他の方法により実施する。

3 町長は、第1項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(安全代行措置)

第9条 略

2～3 略

(行政代執行)

第10条 町長は、第7条の規定による命令を受けた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

(関係行政機関等との連携)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、警察署、消防署その他の関係行政機関等に当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第12条 略

削る。

(安全代行措置)

第5条 略

2～3 略

削る。

(関係行政機関等との連携)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、警察署、消防署その他の関係行政機関等に当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委任)

第7条 略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11 番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 西田祐子でございます。空き家等の適正管理に関する条例の一部改正、この内容についてはよくわかったのですけれども、ただ、考え方をちょっとお伺いします。

これは今、生活環境課のほうの山本生活環境課長が説明してくださいましたね。廃屋とかそういうものの撤去する場合において建築法違反とか、それから消防法とか、税法とか、そういうものでいろいろ行政代執行というのですか、そういうものができると思うのですね。ですから、今まで白老町はこれを生活環境課に置いていたのですけれども、建築課の建築基準法とかで見たほうが適正なのではないかと私は前のときに、いろいろ条例をつくるときにそういうふう感じていたのです。というのは、生活環境課のほうは申しわけないのですが、この条例に基づいて空き家とか廃屋を見に行きますね。ところが建築課というのはプロの方ですね。その方々がもうこれはだめですと判断することに対して、この廃屋とか空き家とかに判断された方々というのは非常に法的にきちんとされるわけだから、納得するのではないかと思うのです。

ですからその辺の今後ちょっと考えていただけたほうが私はスムーズにこれが活用されるのではないかと思って質問するのですけれども。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克巳君） このたびの課設置条例等の改正ではご説明申し上げてございませんが、今回4月1日からかなりのいろいろなさまざまな業務の見直しを行う中の一つでございますが、今西田議員のおっしゃられました、空き家対策、建築基準法等の絡みということで、新年度から今までの生活環境課から建設課のほうに業務を移管して、そちらのほうで対応するという考えでございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 36 号 白老町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 37 号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 9、議案第 37 号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

赤城経済振興課港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） 議 37-1 をお開き願います。

議案第 37 号、白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

下段です。附則でございます。この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議 37-2 の議案説明でございます。港湾区域内において、漁業者以外の者が営利目的のために、頻繁に素潜りによりナマコ、ウニ、アワビ等を採捕している現状があり、船舶の通路である航路内においても潜水行為をしていることから、船舶の安全航行を推進すべく港湾区域内において町長の許可なく潜水行為をすることを禁止し、違反した者には料金を処する規定を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町港湾施設管理条例新旧対照表

改正前	改正後
(禁止行為) 第 19 条 略 (1)～(2) 略 (3) 略	(禁止行為) 第 19 条 略 (1)～(2) 略 (3) <u>港湾区域内において、町長の許可を受けずに潜水行為をすること。</u> (4) 略
第 26 条 略 2 略 (1)～(2) 略 (3) <u>第 19 条の規定に違反した者</u> (4) <u>第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく町長の命令に従わなかつた者</u>	第 26 条 略 2 略 (1)～(2) 略 <u>削る。</u> <u>削る。</u> (3) 略 3 <u>次の各号の一に該当する者は、料金を処する。</u>
<u>た者</u> (5) 略	(1) <u>第 19 条の規定に違反した者</u> (2) <u>第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく町長の命令に従わなかつた者</u>

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。  
これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終結いたします。  
採決いたします。

議案第 37 号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。  
よって、議案第 37 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 39 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 10、議案第 39 号 白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

笠原予防課長。

○予防課長（笠原勝司君） 議 39-1 をお聞きください。

議案 39 号、白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

次のページをお聞きください。中段でございます。附則、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

次のページをお聞きください。議案説明でございます。白老町火災予防条例の一部改正について。「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等に関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 年総務省令第 24 号）」の一部が改正され、新たに流通してきた設備や器具に関する離隔距離の基準等が定められたことから、省令の基準に準ずる規定を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町火災予防条例の一部を改正する条例

白老町火災予防条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3 厨房設備の項中「ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ」を「組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、同表調理用器具の項中「、卓上型グリル付こんろ」を「・グリル付こんろ・グリドル付こんろ」に改め、同表中電気こんろの項及び電気レンジの項を削り、電磁誘導加熱式調理器の項を次のように改める。

電 気 調 理 用 機 器	不 燃 電 気	こ ん ろ 、 電 気 レ ン ジ 、 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 （ こ ん ろ 形 態 の も の に 限 る 。）	こ ん ろ 部 分 の 全 部 又 は 一 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 で な い も の	4. 8キロワット以下 （1口当たり2キロワ ットを超え3キロワッ ト以下）	100	2	2	2
				—	20	—	20	
				—	10	—	10	
				—	15	—	15	
				—	10	—	10	
				4. 8キロワット以下 （1口当たり1キロワ ットを超え2キロワッ ト以下）	100	2	2	2
				—	10	—	10	
				—	10	—	10	
				4. 8キロワット以下 （1口当たり1キロワ ット以下）	100	2	2	2
				—	10	—	10	
—	10	—	10					
不 燃	電 気	こ ん ろ の 部 分 の	こ ん ろ 部 分 の 全 部 が 電 磁 誘 導 加 熱 式 調 理 器 の も の	5. 8キロワット以下 （1口当たり3.3キ ロワット以下）	100	2	2	2
				—	10	—	10	
不 燃	電 気	こ ん ろ の 部 分 の	こ ん ろ の 部 分 の	4. 8キロワット以下	80	0	—	0
				—	—	—	—	

	ろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（この	全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないも	（1口当たり3キロワット以下）	—	0 注8 注9	—	0 注8 注9
	んろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下（1口当たり3.3キロワット以下）	80	0	—	0
				—	0 注9	—	0 注9

別表第3注8中「離隔距離（）」の次に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、同表注9を次のように改める。

（注9） 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離（こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号、白老町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第40号 ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第40号 ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 議 40-1 をお開きください。

議案第 40 号でございます。ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例の制定について。

ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 28 年 2 月 23 日提出。白老町長。

ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例。

ふるさと体験館「森野」設置条例（平成 16 年条例第 2 号）は、廃止する。

附則といたしまして、この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案説明でございます。次のページ、議 40-2 をお開きください。ふるさと体験館「森野」は、伝統ある旧森野小・中学校と周辺施設を活用し、森野地区の景観及び学舎としての歴史的価値を踏まえ、ふるさとを創出できる豊かな自然と歴史をもって住民の生涯学習活動の推進に寄与するため、平成 16 年 6 月に開館し、（一財）白老町体育協会が指定管理者として運営を行ってきたものであるが、施設の老朽化と利用者の減少により、平成 23 年度末をもって利用休止に至っていた。

その後も利活用についての目途が立たないため、ふるさと体験館「森野」の用途を廃止するため、本条例を廃止するものである。

以上でございます。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 40 号 ふるさと体験館「森野」設置条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 43 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 15 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 12、議案第 43 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 15

号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

**○財政課長(安達義孝君)** 議案第43号でございます。議43-1です。

平成27年度白老町一般会計補正予算(第15号)。

平成27年度白老町の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,375万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,670万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

平成28年3月22日提出。白老町長。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(山本浩平君)** ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑がございます方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

**○11番(西田祐子君)** この中で11ページの(3)定住促進・子育て世代応援事業について伺います。今回のこの補正の中で白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略、白老町のやっているこの戦略の中で、白老の人口ビジョンということで、移出抑制と転入促進、そして出生率向上と安定を目指す。そして安心して結婚、出産、子育てをすることができるまちづくりとして、出生率1.27から1.40というふうにあげているのですけれども、今回のこのやつは子育ての方だけのですね。これは先ほどもちょっと議案説明会のときにお伺いいたしましたけれども、そういう結婚した方々もそういうようなことは入れられなかったのかと思ひまして。この間、私代表質問させていただいた子育て支援の中で、副町長の答弁で、なぜ白老町の若い人方が出て行くのかということで、1番の理由が就職、2番目が結婚、3番目が家を建てるということだというふうに説明されておりました。やはり結婚したときにどこに住むかというのが非常に大事なことになるのではないかと思うのです。例えば社宅のあるところとか、そういうところに勤めている方はいいのですけれども、一般のところに勤めている方々は結婚したときに本当に住居に苦労するのです。そして家賃も正直言って高いし、だからといって公営住宅に入れない。結局夫婦共稼ぎなんかしていると特に入れない。そういう状況がある中で、やはり子育ての世代も大変なのですけれども、結婚された若い世代というのですか、そういう方々が住める場所というの、そこで結婚して子育てするための家庭を持ち、家を購入できるチャンスがあったら、結局子供をつくって、そし

て白老町に定住してもらえるとというふうにつながると思うのですけれども、それができなかったのはなぜなのでしょう。先ほど組み立てがどうのと言っていましたけれども、白老町でそういうふうに組み立ててしまったのでしょうか。それとも国のほうの制度がそういうふうになっていないから組み立てできなかったのでしょうか。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** 総合戦略全般的な捉えで申し上げますと、やはりそういった視点がすごく重要になってきていたのは認識しております。今回に至りましては、加速化交付金の事業の制度の捉えを踏まえて取り組んだこともありますし、また先ほども言いましたけれども、幅を広げる検討もしてきました、事実であります。実際、やはり住宅を建てられるその年齢層といいますのは、これは一般論というところでいきますと、決してそうではないかもしれないのですが、賃貸住宅なり、先ほど言いましたけれども社宅なりにもうお入りになっているときあたりで、やはり子供が産まれてとか、そういったところでの持ち家を持つ傾向もあろうかということで、今回の取り組みの中ではそういった議論の中で設定させていただいております。今後の総合戦略を踏まえて、幅を持たすような取り組みが今後発展できれば同様に検討していきたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 11番、西田祐子議員。

**○11番（西田祐子君）** 今、幅ができれば今後検討していきたいというのは、でも今回のこれはもうだめだということでは理解していいのでしょうか。私、このやつを白老町で子育て世帯をやってほしいというふうに思っている一つの理由が、先ほども言いましたけれども、結婚したときに白老町に住む家がないのです。本当に住める家といったらやはり2LDKとか、そのくらいの大きさになってくるとやはり6万円近くになってしまうのです。そうなってくるとやはりちょっと新婚さんにしてみたら家賃にさくのが非常に割合が大きい。そうしたら当然結婚を機に苫小牧に行ってしまう。まずそこをとめることを今後ぜひ努力していただきたいと思います。今回は非常にこれはせつなくつくってくださったのですけれども、私は残念で残念で仕方ないです。新婚さんをぜひ入れてください。よろしくお願いします。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** お話いただく部分は十分理解いたします。やはり全て住める住宅がまちにないかということではないと思うのですが、多様な生活が結婚されてという変化の中でいけば、やはり実際いい環境のところに住んでいただきたいと思いますので、そういった部分については民間も含めて、ご提供できる範囲でもっともっと幅をきかせていけばいいのかと思いますので、今回はやはり環境が変わる上で、子供が生まれたというところの視点を今回捉えて制度化した部分でございますので、今後の中でもっと幅を広げて取り組める部分は逐次検討していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** ほか、質疑のあります方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 5番、吉田です。移住・定住促進事業のところではちょっと伺いたいと思います。

これは両方とも27年に実施されている継続的な事業ではないかというふうに感じているのですが、その中で、白老移住定住滞在交流促進協議会と連携してということがありますけれども、こういったフェア等にはその協議会のメンバーは参加されているのかどうかということが1点と、それから昨年やって、またことしもあるわけですね。一つは10月と書いてありますけれども。課題をどのように捉えて、それを10月にどう生かしていくということをお考えになって、今度はやっていくのではないかと。だから白老に求められるものというか、北海道に移住するのに求められるものが白老にあるのかどうなのかということがやはり開催してつかまえたものがたくさんあると思うのですが、その辺どのように課題を捉えて今後対応していこうというふうにお考えになっているのか。これは回帰フェアもそうだと思うのです。白老町出身の方とか、そういった方も含めてだと思のですが、その辺どのように捉えて、課題をどのように持って参加しようと思っているか、お伺いしたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** 平成27年度ですけれども、移住フェアのほうについては、東京で開催されているフェアのほうには参加させていただいております。事務局と協議会の役員の方、会長と今回は不動産部門の事業者さんにご参画いただきまして、事務局と4名で出てございます。課題といたしましては、やはり従前からお話ししておりますけれども、段々40歳代、30歳代の方もいらっしゃるけれども、フェアに参加していただく方がどんどん減ってきております。そういう中でいきますと、やはり当然仕事をセットで移住したいということで、まちとしてはやはり雇用環境の充実というのも着眼点の一つとして捉えてきております。また、従前からでいきますと住環境の部分でいけば、白老町の魅力としては温泉、そういった部分では一戸建ての温泉つき住宅という部分も情報提供としてございますし、また、やはり先ほど重複しますが環境という部分では、子育ての環境もご夫婦で子供連れでということになれば、子育て環境も十分に厚くして取り組むべきということでございますので、やはり私どものセクションだけでは完結できない部分もございまして、そこに関しましては各セクションの情報をきちんと共有しながら、今回パンフレットのほうも刷新しながらそういった充実も視点としては持っております。そういった中できちんと課題、個々の課題を捉えて情報発信としてパンフレットの部分も含めて今後も取り組んでいく中で、今回はせっかくのこの交付金ですので大阪、名古屋の会場も含めて、より多くの方にこの白老町の取り組みを知っていただいて、また来ていただくというようにつなげるように担当課としても取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 5番、吉田和子議員。

**○5番（吉田和子君）** 今回の地方創生の中で、東京都にはやはり高齢者の施設等がかなり待機者がいらっしゃるということで、地方のそういった施設、高齢者も暮らしやすいまちにしていかな

いと、環境整備をしていかないと、若い人ばかりが来てくれるのはもちろんありがたいことなのですが、高齢者が移住をしている、退職後に次の住家を求めて田舎暮らしをしたいという方も多いと思うのです。そういった方々のためにはやはり白老町で今問題になっている買い物が便利かどうか、病院があるかどうか、それからその施設が安定しているかどうか、介護の整備環境が整っているかどうかということが、今後のまた大きな一つの課題ではないかというふうに考えるのですが、その辺も担当課と連携を取りながら、白老町は介護制度がわりと進んでいるほうだと思いますし、年数を決めてきちんと何をやるというのは決めておりますので、そういったことも一つの宣伝効果にはなるとは思うのですけれども、その辺のお考えをお伺いいたします。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** 全国的にはやはり高齢者の対応に関しましては、各自治体にさまざまな課題がある中で、実際それぞれブースの中でもいろいろ意見交換をさせていただいている場面もあります。やはりほかのまちで情報発信の仕方がいいものがあれば、取り入れていくような流れでやっていきたいと思っておりますし、また、今、本町の現状とすれば、この時点ではこういう制度がある、またこういう取り組みをしているということはきちんとその時点、時点で捉えながら、またこれからの取り組みの中でも想定もございまして、そういった部分は担当課それぞれで協議しながら反映していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

**○議長（山本浩平君）** 4番、広地紀彰議員。

**○4番（広地紀彰君）** 4番、広地です。端的に質問していきたいと思っております。2点なのですが、まず一つ目、多文化共生人材育成推進事業にかかわってなのですが、これはもう結論から申し上げますのは、語学の人材育成、これは大変結構なことだと思っております。本当にまちの中にも外人さんが既にたくさんみえています。個店のほうでなかなか対応しきれていない現状を踏まえた事業だというふうに評価するのですけれども、いつもこれはほかの事業のときも言っているのですけれども、英語表記なのです。これはやはり戦略的にやるべきだと思うのですが、やはり白老町が象徴空間開設に向けて、どのような形で対応していくのかという部分が、さらになかなかこういった語学の人材育成というのは他人をつかまえないと何度も何度も繰り返せる事業でもないはずですので、例えば中国語だとかハングル語、簡体字、そのあたりの対応も踏まえた形で、これは取り組んでいくべきではないかと思っておりますが、そのあたりの語学に対してのかかわり方、これは大変実効性を伴うと思っておりますので、そのあたりをまず伺いたいと思っております。それと、この空き店舗関係と移住定住、これは同じです。これはPR方法なのです。27年度からの継続事業として空き店舗等は活用されていて、ちょっと残念なのですけれどもまだ今のところ1件だということで、これは時期的な問題もあると思っております。ただ、28年度も継続していくということで、この事業のPRの周知方法、そのあたりを伺います。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** 私のほうから、語学人材育成についてお答えいたします。今回、ガ

イドブックですとか、パンフレット、もしくは各お店屋さんにあるメニューとかを外国語表記にしていくという取り組みですが、今回考えたのは、外国語といえばまず英語から始めるということで英語版ということでお示ししておりますが、その後、また店によっても中国の方が多とか、タイの方が多とかというのがあるかもしれませんが、その後はやはり今お話にありましたように中国語、韓国語、タイ語などに進めたらいいというふうに考えておりますので、それは順序立ててというか、まずは英語からということでお示しいたしました。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** 空き店舗活用と、それから移住促進のほうのPR方法ということでございます。まず空き店舗のほうに関しましては本当に大変残念なのですけれども、まだ1件ということで今回はなりませんでしたが、やはりもっともっと情報発信すべきということで担当課としても捉えております。このたびの事業に関しましては、特に北海道中小企業総合支援センター、いろいろなその道内から集まってくるそういった創業支援の方々も相談にまいるセンターなのですけれども、そういったところではやられていたのですけれども、まだまだ実現には至らなかったということなのですが、今回そういったことでまだまだ情報発信不足であったのですが、問い合わせに関してはおおむね11件、そういった相談は受け、電話なり、来ていただいているということで、その部分でいけばまだまだニーズはあるのかと。それに立ち向けるやはり我々としてもマッチングできるような取り組みももっともっと強化していかなければいけないかと思っております。

また、移住に関しましても、道の移住促進協議会であったり、または全国的な組織等、情報発信する電子媒体等もございますので、あらゆる手段を講じて情報発信はしていきたいというふうに考えております。

**○議長（山本浩平君）** 4番、広地紀彰議員。

**○4番（広地紀彰君）** 4番、広地です。多文化の部分にかかわる語学人材育成については理解できました。タイミングを逸しない形で、基本的にどこがターゲットかということを経営的に進めるという意味で非常に重要な事業だと思いますので、まずはということで、まず理解できました。

あと、もう一つ、空き店舗と移住定住、これは実は私も何度も同じことを言っているのです。やはり周知なのです。大体、広報かホームページ等ということが多く見受けています。ただ、この場合は町内外、特に町外に対して加算等も見込みながら進めている事業です。ですので、例えば結構先進的な例が、厚沢部町は100万円ゲットと大きな看板が書いてあります。そのうちの50万は地域振興券的な使い方、50万円は現金で支給です。100万円ゲットというあの看板は学校の先生方は本当に毎回見えています。やはり100万円ゲットしたのかいと家を建てた人に必ず出ます。学校の先生方は結構若い先生が多いですから家族を持っている方が多いです。ですから、そういった方たちにどうやって周知をしていくのかという部分も、この事業の内訳の中でしっかりとその周知の方法も観点も盛り込んだ形で事業を展開していくべきだと考えますが、いかがですか。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** 本当にまさしく制度の中身が充実したとしてもやはり情報発信がもっと充実しなければだめということは承知しております。いろんな角度の中で情報発信をしていきたいと思っておりますけれども、特に移住関係につきましては、今地元で社員さんが実際苦小牧から通っている方とか、地域の中でもそういった方々もいらっしゃるのも事実ということで、そこに向けての情報発信も必要だと思いますし、外の方々ももっともっと広く呼び込む手段ということも大事だと思っております。限られた予算組みなり、情報発信というところですが、最大限いろんな角度でSNS、口コミ等も含めてやっていきたいと思っておりますし、町内で仕事をされていらっしゃる町外から通われている方、そういったところもきちんと企業さんにも情報発信しながら1人でも多く定住していただくような形で努めてまいりたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** ほか、ございませんか。

13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** 事業内容については何回も言っているからいいですけども、2点ほど伺います。

一つ、先ほど議案説明の中で外部有識者の参画について、答弁がよくわからなかったのです。これはやはり私は事業の成果を期待していますので、第三者の目を持って評価しなければいけないかと思うのですけれども、この11月の補正予算もありました、合わせて、外部の有識者の参画、先ほど活性化委員会といったけれども、活性化委員会は補助金を受けるほうなのです。それが効果検証のほうに入るのはおかしいと思うので、これはきちんと町として制度化して設置するのかどうか。まずそこです。

それと、次にいろいろ今成果について議論が出ていますけれども、総合戦略の策定にあたっては、その数値目標、施設ごとにその重要業績評価指標を設定しなさいとなっていますね。それで1番最初のまち・ひと・しごと総合戦略の中にはくくりで重要業績評価はきちんと数字が上がっていますね。これはわかるのですけれども、新年度予算の予算編成方針でも、特に当該事業が本年度事業策定を進めている創生総合戦略に示す人口減少対策のために設定した重要業績評価指標の達成にどのように影響するか、十分精査して要望しなさいとなっていますけれども、27年度も当然該当すると思うのだけれども、この11月出ている事業で事業効果を文言では言っているけれども、この重要業績評価指数は数字できちんと表すのですね。今こうだけれども、これはこれによって10になるとか、ですからこれからいけばこの11の事業で、今言った重要業績評価指標に該当する事業はどのようなのか。それによって数字できちんと示してほしいと思います。多分、議員の皆さんもわかっていると思いますけれども、これの中に今3件だけれども、仮に観光入り込み数179万人だけ、30年には300万人になるとか、外国人来訪者が6.9万人が20万人になると、こういうふうには白老オール交流体制確立に数字が出ているのです。当然これには同じ制度の中の仕事ですから、これから出てくると思います。ですから移住定住すると今何ぼだけれども何ぼに目標を持っていると、その数字があるはずなので11の中で該当しないのは別ですけども、該当しているやつはその数字を

あげていただきたいと思います。

それと、この 11 の事業でいろいろ説明がありました。それでお聞きしますけれども、ほとんど補助金とか民間委託に出すことになっています。それで 1 件ずつ答弁がほしいのですけれども、移住定住促進も白老移住滞在交流促進協議会がやっているのです、補助金。次の 7 ページのやつも、これは活性化推進会議に出すことになっています。だけど事務局は全て町の職員がなっていますね。裏表にあると思います。職員の仕事の量が本当にふえると思います。だからこれが 11 の事業で、仮に J T B に民間委託、コンサルタントやって、そちらに丸投げしている部分もありますけれども、細かいことを言うのだけれども、1 から 11 で本当にこの実務者、商工会でやるところもありますけれども、それ以外に町が今言ったように補助金出すのだけれども、表では補助金出して裏は事務局持っていますね。本当にこの実務をやる部署はどこなのか、それを教えてください。それと、27 年度、今回 11 月に補正があった、28 年でも地方創生あった、合わせて総額、この補正も合わせて 28 年度も入れて地方創生の交付金の総額はいくら交付されているのか。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** まず、効果検証につきましては、毎年有識者会議で行うことになっておりますので、年度が終わってからの会議になりますが、そこで行う予定となっております。

それから、いわゆる評価指標、K P I についてでございますが、今回の補正事業につきましては、まず、DMO と地域強化ということで出しておりますので、DMO に絡んでそれとそこに連携する事業者の数といたしまして 15 社以上、それから空き店舗とか創業の件数、商工観光の拡大で取り組む件数として 8 件、それからまちのことで多文化共生のまちづくりを進めることの人材育成とかを行っていきますので、そのことを知っているという町民の割合が 60% ということで、数値目標を立てております。

支援と自立、自前の取り組みでございますが、まず、2 番目の地域内連携を促進する事業啓発、これは実質事務局となります。

これは 1 番は協議会。移住定住滞在交流協議会、事務局は職員のほうです。

2 番目の事業は活性化会議ですが、事務局のほうで行うこととなります。事務局は地域振興課です。

それから 3 番目、人材育成推進事業、これにつきましては、これも活性化推進会議ですが、事務局は地域振興課で、各関係課との連携事業となると思います。

それから 4 番目、活性化推進会議の支援事業につきましては、これも事務局は地域振興課ですが、これはコンサルタントの支援があります。

それから 5 番目、象徴空間を支える文化伝承、これはアイヌ施策推進室になります。

それから 6 番目の地域特性を活かした商工観光振興事業は商工会。

それから 7 番目、空き店舗活用創業支援事業につきましては、経済振興課。

それから 8 番目、定住促進子育て世代応援事業、経済振興課です。

それから9番目、インバウンド情報発信強化事業は観光協会。

10番目の観光プロモーション用画像も観光協会。

そして11番目の地域学講座開講事業は、生涯学習課となっております。

**○議長（山本浩平君）** 安達財政課長。

**○財政課長（安達義孝君）** 26年度から本年度までに地方創生関係できている交付金がさまざまな形でできています。26年度は主に商品券の配布とか、あと26年度同じく地方創生先行型では、既存の事業と振り替えた、ほぼ振り替えた事業。

それと昨年11月に補正している先行型のタイプⅠ、タイプⅡの事業がございまして、今回の額と合わせますと2億858万8,000円となります。以上です。

**○議長（山本浩平君）** 13番、前田博之議員。

**○13番（前田博之君）** これは今KPIのありましたね。実際に、これは事業単位の活動指標、成果指標、課題指標を精査して、これは未達成になった場合はどういう扱いになってくるのですか。そして今、年度末に組織ができているというから評価する。そうしたら議会に対する報告やそれはどういう形になってくるのか。そして委員は、銀行とか金融機関入りなさいといっていますけれども、個人名はいりませんけれども、充て職でどういう部分の人方が委員になっているのかということです。それと私は今、11件、そのほかにも11月やっています。28年も出てきますけれども、私があえて聞いたのは、担当どこだと。この資料でいけば、どこどこの協議会だと、こうだと言っているけれども、これを見たら11件のうち、7件はほとんど職員が持つのです。大変なことだと思います。そして時間外がふえているとか、人が足りない、そして健全化プランをはみ出した中で議会に相談なくやっていますけれども、これは本当に事業をうまくやってほしいから言うのです。そういう部分は案外言わないのです、そういう裏にある隠れたものは。私はそういうことをきちんと整理しなければ、プラスアルファの効果にならないと思って言っているのです。表面づらは非常にいいことです。私は本当にこれが達成すれば、活性化の一助になると思います。しかし、そこまでいく部分でどうかということなのですけれども、本当に職員にこれは負担が大変なことだと思うのです。発想については多分、国のほうのいろいろな手引きで各自治体でいろいろなモデルケースがあるから、その中で事業を引っ張ってきているとは思いますが、それはいいのですけれども、実際やるとするとき大変だと思うのですけれども、その辺をきちんと職員が今度これを十分に効果を考え事務処理していかなければ、しぼんでしまうと思うのですけれども、その辺はやはり理事者がきちんと監督しなければいけないと思うのですけれども、その辺を心配するのです。そして職員が体をこわしたとかなってしまうと、実際にそういうのも発生していますから、一生懸命仕事抱えてしまって、オーバーワークになって、結果何だったのだろうということを私は心配しているのです。その2点です。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** まず、指標値の達成についてですけれども、もし、未達成の場合と

いうご質問でございます。まず、未達成の場合、やはり国のほうではきちんとしたP D C Aをまわしなさいということでやっていますので、先ほど申し上げましたように、何で未達成なのかという原因と課題を明確にして、その課題を解決する方法があるのかなのか。そして、それを改善する方法があるのかなのかというところを考えながら、次の目標に向かっていく。もしくは、改善手法があるのであれば、その改善を行っていくということになるかと思えます。有識者会議は、いわゆる俗に言う、産・官・学・金・労・言とっていて、産業界、行政関係、学識者、金融機関、労が労働者団体、言がマスコミ関係ということと、あと公募された方が2名入っていて、全体で17名で構成しております。それで、その有識者会議で検証したものについては議会のほうに報告させていただきたいと思えます。

**○議長（山本浩平君）** 岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 2点目のご質問です。いろいろご心配をおかけしたり、今回もそういう視点でのご質問でございますが、今回それぞれの事業が職員、各課に及んでくる事業も今ご質問にあったとおりでございます。それで今まで組織としては、27年度までは企画課がこの部分を所管してきて、ご質疑あるとおりに本当にオーバーワークという状況も現実にしてあります。そういう部分で町長が今回、課の再編という部分で条例の一部改正ということで、企画課から地域振興課というセクションを4月1日からスタートさせると。その部分を今回のこういった交付金事業も事務局を所管するというふうになりますが、その課、一課だけではできない部分が事業としてあります。各課との連携をしながら事業化していかなければならないという部分がありますので、今ご心配されていた視点、そういうことが発生しないように、職員がこれ以上その負担増になっている部分に悪い方向に展開しないように、我々の立場からも所管する分しっかり状況を把握しながら、せつかくの交付金ですから、ご質問にあったとおり、まちの活性化につながるように展開していきたいというふうに考えます。

**○議長（山本浩平君）** ほか、ございませんか。

12番、松田謙吾委員。

**○12番（松田謙吾君）** 松田です。まちづくりという言葉が使われていますね。多文化のまちづくり。今、ずっと聞いていると、2億800万円ほどのこの補正予算と、今回のまでになっている。それで、忙しい忙しいという言葉が出ますね。そして人材育成をしなければならぬと。外国人も来るからという言葉もあります。そして、この2億800万円は、これからの約6億円ほど来年28年度から実施段階に入っていく、この流れづくりだと、このようなお話を聞きました。確かに今前田議員も言ったように職員も大変忙しいと思えます。しかしながら私は白老のまち、この本当の白老のまちづくりが始まったのは、町制になった昭和30年ころからですね。しかし、このころは下水道始める、水道始める、町営住宅つくる、それから道路をつくる、住宅は大体250ぐらいの確認申請がある、こういう時代だったと思うのです。それでも、そんなに人が足りないという話はあまり聞いたことはないです。それで、そのつくったものが、今あり余って老朽化して壊す段

階にきているのですが、それでいろいろずっと聞いていると、忙しくてどうにもならないというお話がありますし、これからもこの創生事業でにっちもさっちもいかないような話があります。私はこの多文化のまちづくりに決して反対するわけでもないし、これからのまちづくりの、一般質問も言っている大きなかじを切って、象徴空間と共に新たなまちづくりをするのだと、こういう言い方をしています。私は人材育成とかと随分お話がありますが、私も外国にはケネルにもおかげさまで行ったし、それから中国には私は2回行っています。それから、イギリス、フランス、スイス、イタリアにも私は行ってきます。私も向こうに行ったら外国人だけれども、買い物するのに一度も不自由したことはないです。指を指したらくれるし、お金を出したらホテルに行ったらお金をその国のお金にかえてくれるし、そんなに不自由はするものではないと思います。そして、今白老のまち、この象徴空間ができるということで外人もたくさん来るし、人材育成をしなければならないと、こういう話があるのですが、私は戸田町長も言っていたのですけれども、白老方式というのが、これから白老方式でいくのだと。白老方式でいくのだったら、何もそんなに人材育成も何もいらない。それから今、爆買いとやっているのですが、よくテレビで言っていますね。爆買いするようところが白老であるのですか、ないですね。こういうことからいくと、私は人材育成とか何とか言っているけれども、人材育成とか何とかはその場にぶつかってはじめて人材がつくられていくものだと、自然と。いくら何か鉄の塊つくっているようなつくり方がんじがらめの人をつくるわけではないのですから。私はつくられたものは、その場、その場でつくられたもののほうが私は価値があって立派なものができると思うし、ただ、どんどん見えない人材育成に金をかけるのも私はどうなのだろうと。まだ時間もあるのだし、もう少しこの一つの流れをつくるのだと、この2億いくらの補正予算が、今回補正 7,300 万円ですか、こういうのが出ているのですが、私はもう少し一歩下がって見つめ直したこの金の使い方をしたらどうかと思うのです。それから、私は先般も言ったけれども、こういうときこそ白老の海の資源を、ここにもう少しお金をかけて、この創生事業のお金も何だかんだ言って理屈をつけると、先般言ったホッキガイの稚貝の、ああいうお金もどうやって持ってくるか、こういうことをもう少し視点を変えて考えると、私はこの創生事業の意義があると思うのです。よそのまちは、黙って新聞を見ていると、何も資源がなくて、きのうも新聞に出ていたけれども、ただ一つの花を何もいからこの花でまちおこしをするのだというお話を、きのう確か私は見たのですけれども、もう少し一歩引き下がって、冷静になって、もう少し町民にきちんと還元されるような物の考え方の、この創生事業にもう少し考えてほしいと思うのですが、私は今誰も意見がないから総括みたいにしているのですが、そういう考えにならないものなのかと思うのですが、その辺の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（山本浩平君）** 松田議員、この今の補正予算に関してのことについては、この多文化共生人材育成推進事業についてばかりではないですけれども、関連してということでもよろしいですか。岩城副町長。

**○副町長（岩城達己君）** 議会の総括的なご意見ということで、ただいまいただきました。ご質

問の趣旨にあったとおり、これまでのまちづくりというのはハード整備が中心で、人口も伸びてきたという中で、上下水道から公営住宅の整備から、そういったものがどんどん進められてきたというのは事実でございます。ここ数年、人口が停滞し、逆に減少してきている状況ということで、まち全体の器もどうしなければならないか。そんなことの議論も今回の3月会議にありました。やはり地に足のついたまちづくりをしっかりと進めなければならない。そういう視点を我々も再認識させてもらったところなのですが、ただいまご質問の趣旨にあった中で、外国、インバウンドというふうによく言われていますが、海外からの来訪者、お客様に対しての今回の人材育成等も盛り込んでおります。その一つとしては、中国人に多くある、いわゆるその爆買いという部分も最近は少しずつ形態が変わってきまして、数日前に神戸に入った船が素通りして大阪に入るという、こんな実態も出ています。当然、そのまちでは買い物に対してのいろんな売りをキーワードにした展開も考えていたのですが、どうもその外国人のお客様の買い方が少しずつ変わってきています。多くはこれまでの爆買いという部分がありましたが、最近は日本の文化に触れたいと。日本人って、どういう生活しているか、そういうことにかかわりたい。さらには、そのおもてなしの心は日本人は世界でもすばらしい民族であると、こういうお話もあります。そういった部分で、例えばお店に行って、今海外へ行かれたときの例をお話されていましたが、指を指して何とわかるときに例えばそのニジマスを見て、これは何だと言われたときに最低でもレインボーサーモンというのですか、そういう片言でもいいから何か言える、自分のところの店のメニューはこうだと片言でも言える、そういう視点も一つ大事かという部分で、今回そういう部分も盛り込みました。さらに、先般の予算等審査でもありました、水産業にかかわる部分、今回盛り込んでいただいた予算の中に漁業者、それから農業者にかかわる方々も一緒に入って、どうやったらホッキが売れるように商品開発ができるか、その部分の今まではちょっと単に漁協さんという話もあったのですけれども、実際の農業に関わっている人にも、漁業にもかかわっている方も入っていただいて、自分たちのこうすれば商品化になるかと、そういうところも今回取り組みとして入れさせていただいております。お金の使い方という部分を一歩きちんと引いてやっていけということです、これは28年度に繰り越す事業になりますので、事業にあたっては、事業化に際しては、そういった視点でせつかくのお金ですから、生きたお金にするように使い方もしっかり見きわめながら展開していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩します。

休 憩 午 後 2時14分

---

再 開 午 後 2時25分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほか、質疑のございます方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。先ほど総括的などというお話がございましたからあまりやりづらいのだけれども、二つほどお尋ねします。

一つは、この交付金というのはもちろんメニューが全部違いますから、理解した上でたけれども、他市町村ではどのような活用の仕方をしているのか。もしわかっているところがあれば。なかったらなくていいです。答弁はしなくていいです。

それともう一つ、私はやはり事業の検証が最も大切だと思うのです。それで、事業評価の部分はこの有識者会議で行われるというふうになるのだろうというような印象で今聞いていたのです。もちろん決算内容のチェックもあると。そうすると今まで質問あったように、町が出して町が事務局を持っているところに仕事が行くわけですね。現実問題として見たらそういうふうになるわけです。そうすると、現実問題として、これは一連の流れでやっていますから、この中身だけ見ると制度の組み立てが、今までの一貫したものの中でやられているというのはわかるのだけれども、中身はほとんど同じなために、個人や団体への補助金、そういうものがどこで選考されるのかということが同じ状況で今進んでいるのです。そこは一部分で検証されているのかどうかよくわかりませんが、そういうことが私はやはり広く広まっていったときに、町が出して町が事務局をやって町が入って選考しているということが、町民から見たらどういうふうになっているのか。事業検証、事業の中身、どういうふうに使ったかという検証がどこまでやられるのか。例えば補助金 200 万円出して何かを買って事業をやったと。これは白老でもう 3 回目ですから、2 回目までかなりの金額出ています。実際いろんなことが行われています。そういうものはいつまで、どのような形で検証して、それがこういう評価になったというようなものが、どんな形で出てくるのか。1年に1回だけなのか。それが個人にそういうふうに行われたり、かなりな個人の部分、団体の部分でも個人的な団体、そして選考しているのも町も入ってやっていると。ここの部分が私はどうもよく理解できないのです。結果としては、そうなると同じではないということはわかるけれども、決算の部分、要するに金めの部分の検証がどういう形で行われるのか。例えば会計検査院がどこまで入るのか。そういうことまで本当にきちんとして、私はこういうものをやらなかったら何の意味もなくなってしまうのではないかと思うのです。それで、何も水を差すのでも何でもなくて補助金はどんどんもらってやったほうがいいのだけれども、ただ、やはり事業評価をどのような形でやって、どう町民に知らせるのか。例えばこの 17 人の公募の人を 2 人入れたらそこでいいといたらいいですということなのか。これは各団体から入ってくるわけです。金融から、そういう人たちが選んでいるでしょう。金融機関の人たち、商工会、観光協会、役場が入って選んでいるのです。本当に事業の検証というのはどういう形でやるのか。お前は どう やって 考える のかと 反問 権 使 われたら 私 も なかなか大変だけれども、ただ、やはりそこら辺が私はここでは非常に大きなウェートを占めているのではないかと思うものだから、そこら辺の流れを今までの説明の中よりもっとわかりやすく説明してほしいのです。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** まず、事業の活用ということで、他市町村ではやはりもう全部動き出しているものが対象になると思いますけれども、この近場では同じように、例えばDMOという切り口でいえば、西胆振では広域で観光振興するために観光事業者だけではなくていろんな産業の方が入ってやると。特に国はDMOでも広域性だとか、そういうものを重点化しようとしておりますので、うちみたく単独というところも認められますけれども、そういう活用もされているところですし、あと一般的なまちは、この国からの内示がおきる前にもう事業を組み立てて、先に補正として出してしまうということをしています。今、先ほど7割の採択率と言いましたけれども、その中でもし申請額よりも落ちたらその分一般財源で埋める予定で出しているまちもあると聞いております。

次に、補助金等の選考方法ですが、ここはなるべくその行政だけで決めるのではなくて、外部の方にも審査に入っていて進めようという取り組みは行っているところであります。ですから先ほどのアイヌの関係の補助金も、商工会関係の補助金も、第三者が入って審査をするという方法を採用しております。

それから、最後の評価の部分ですけれども、国はやはり数量的なものだけではなくて、実際にある効果がどれだけあったのかということを求めています。いわゆる、アウトカムと言われている評価の部分ですけれども、それでそういうものをきちんと数量的以外にもきちんと評価をして総体の検証をなささいということになっております。それから、会計検査につきましては、全て国の交付金ですので対象になってくるものと思われれます。その後の効果とか、評価、その検証したものについては、それが定まってから、公表してまいりたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 8番、大淵紀夫議員。

**○8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。例えばことしで3回目のものもありますね。そういうものもまとめて全部評価というのは1度でやるのですか。それとも例えば補助金200万円なり、150万円なり、何ぼなりというのはもう出てたくさん動いていますね。そういうものの評価というのは全部まとめてやるのですか。それともどんな形で評価というのは出てくるのですか。そこが一つと、それはこういう効果があったというところまできちんと出てくるものなのですか。

**○議長（山本浩平君）** 高橋企画課長。

**○企画課長（高橋裕明君）** まず、国が求めている評価というのは、まずは年度ごとと言われております。1年ごとにです。ですから今回の場合に、年度に2回ありましたけれども、2回のもの最終的な評価を行うということ。10月、11月に出た追加の分も3月までという期限ですので、その中で評価を行います。

**○議長（山本浩平君）** 本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** おそらく地域特性の関係の今回で3回目ということでのその評価という意味もあるのかと思ってご答弁させていただきます。既に2回目終わりました、今3月中に全体をまとめて実績報告等をまとめている最中でございます。加速化交付金は、今、高橋企画課長言

ったとおり単年度で組み立てた中で評価をしていきますけれども、今後のやはり町主体でやる部分、または商工会でやる部分、またはその審査の中で金融機関も含めた中で取り組んでおる実態でございますので、やはりまたその中に一つ一つの事業者さんのフォローという意味、そういった部分も含めて検証は引き続いてしていかなければいけないと思います。それはこの加速化交付金というのではなく、地域の特性を生かしたこれからまたさらに延びていく部分として何か必要な部分は金融機関の手を借りるなり、または商工会の中でそういったまた新メニューがあるなり、またいろんな角度で検証していかなければいけない部分がありますので、そういった捉えは事務局が町またはその商工会と問わず、いろんな角度でまた創業支援なり、いろんなさらなる業の発展という意味では経営改善等も含めて取り組んでいかなければならないというところで考えておりますし、またこの取り組みを最低限広報なりにこういう取り組みも載せますし、またいろんな角度でやはりお客さんを呼び込むという捉えもありますので、情報発信には何らかの形で取り組んでいくことは考えております。

**○議長（山本浩平君）** ほか、ございませんか。ちょっと私のほうから1点ありまして、どうしてもここで質問したいと思います。9ページの多文化共生人材育成推進事業と、11ページのインバウンド情報発信強化事業に関してなのですが、先ほど同僚議員から質問あったことと同じことなのですが、同僚議員はその件で恐らく納得はされていないけれども納得しましたというお話されていましたが、英語でいいという、そういう発想なのです。先ほど高橋企画課長のお答えだと、まずはその後お店によっては順序立てていろいろやっていきたいと思いますというようなことなのです。まずは英語からというお話なのですが、仕事の関係等々で登別温泉、洞爺湖温泉等に泊まることも結構あるのですが、ほとんど欧米人のお客さんというのはいません。日本人よりもアジア人のお客さんが多い。チャイニーズの方、韓国の方、あるいはタイの方々もいらっしゃいますけれども、本当に北海道にはもう欧米の方々よりはどちらかといえばアジア系の方々が多い。しかも、我々日本人もそうですけれども、海外に行ったときに、レストランに入ったときに日本語の表示があれば、これはこういったものだというふうに分かるのでオーダーもしやすいところであるのですが、韓国の方も例えば台湾の方もシンガポールの方も本当に流暢に英語がわかる人よりはむしろ母国語しか知らない方々のほうが多いわけなのです。ですから、このまずは英語でと言うのですが、このガイドメニューだとか、パンフレットの作成等をやる時に同時にどうして英語ではなくて、チャイニーズとハングルと一緒にできないのかというまず疑問なのです。このインバウンド情報発信強化事業についても、英語版ホームページを製作となっているのです。私はこの英語だけでやるとなると、片手落ちにどころか、両手落ちだというふうに思っています、極端なことを言うと。この辺を、今回採択される見込みがあるわけですから、それこそフリーミッションできちんと、今いろんなことを文字を変換と簡単にできるわけですね。そういうところを、できるところを、全部が全部ではなくても、この部分はこっちに委託、この部分はこっちに委託、もっと融通をきかして、先ほど副町長からもありましたけれども、おもてなしので

きるような体制をぜひつくっていただきたいというふうに思います。それぐらいのことができるのではないのかというふうに思うのですが、この点についていかがでしょうか。

本間経済振興課長。

**○経済振興課長（本間 力君）** 今回の取り組みに関しては、まず英語版というところでさせていただくということで事実でございますが、山本議長のお話のとおり、やはりできるところは取り入れていきたいというところも、先ほどの質問にもございましたので取り組んでいきたいというところがございます。

一つは、今回 14 ページのインバウンド情報発信強化事業に関しましては、27 年度でのアンケート調査等でやった実態で申し上げますと、今簡単に翻訳機能というものはそういう電子媒体、いろいろなソフトウェアを使った中でできるのですが、非常にその誤字といいますか、翻訳が間違った形で変換されているという現象もあって、特にまちのホームページだったり、観光協会のホームページ、アイヌ民族博物館のホームページ等も、そういった指摘も、実際個別なものでいきますとそういった指摘も多くあったのも事実でございます。そういう意味では、まずは英語をとという捉えは、そういった事情も踏まえて、ある程度完成度を高めていきたいというところもございます。さらに、そのアジア圏というのは非常に山本議長もおっしゃるとおり多くなってきますので、簡単に各自治体で指さし英会話手帳とかというところも実際独自でつくられているところもございますので、そういった中で予算のちょっと範囲内ということになります。2020 年に向けてはそういう捉えも必要だと思っておりますので、この中または今後の取り組みの中でもそういった視点を重視しまして取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（山本浩平君）** 民間の団体ではありますけれども、日台友好親善協会の白老があります。これは全道で会員数 3 番目なのです。それぐらい多い人数でやっています。昨年もことしも白老の PR、そして 2020 年に向けて白老に来ていただけるようにいろいろとお願いもしてきたわけがございます。そういったようなことも加味をしていただいて、ぜひアジア圏の方々に目を向ける対応を早急に取っていただければと、このように思います。

ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 43 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 15 号）を原案のとおり決定することに

賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計  
補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第44号 平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

赤城経済振興課港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） 議44-1ページでございます。

議案第44号、平成27年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,115万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月22日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。港湾機能施設整備事業特別会計補正（第1号）は、されただけだと思っておりますが、今回もまたすぐ補正になった原因をお伺いします。

○議長（山本浩平君） 赤城経済振興課港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） 議案説明でもお話させていただきましたが、当初、27年度中の消費税の中間納付額を83万4,000円と試算して、42万7,000円の補正をさせていただきました。そのときに税務署に納付書が届きまして、基礎額の差異が生じておりました、それで中間納付額が121万2,000円となりまして、37万8,000円の不足が生じたということになります。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑がございます方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 44 号 平成 27 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第 31 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第 38 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第 41 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について

◎議案第 42 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について

◎議案第 11 号 平成 28 年度白老町一般会計予算

◎議案第 12 号 平成 28 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

◎議案第 13 号 平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算

◎議案第 15 号 平成 28 年度白老町学校給食特別会計予算

◎議案第 16 号 平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

◎議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算

◎議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算

◎議案第 19 号 平成 28 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

◎議案第 20 号 平成 28 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

◎議案第 21 号 平成 28 年度白老町水道事業会計予算

◎議案第 22 号 平成 28 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第 14、議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、議案第 31 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 38 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 41 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について、議案第 42 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について、議案第 11 号 平成 28 年度白老町一般会計予算、議案第 12 号 平成 28 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第 13 号 平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第 15 号 平成 28 年度白老町学校給食特別会計予算、議案第 16 号 平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第 19 号 平成 28 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第 20 号 平成 28 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第 21 号 平成 28 年度白老町水道事業会計予算、議案第 22 号 平成 28 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上、平成 28 年度各会計予算 12 件と、これに関連する条例の制定、一部改正 3 件、市町村計画の変更・策定 2 件、合わせて 17 議案を一括して議題に供します。

本件については、3月8日の本会議において、予算審査特別委員会に付託し、審査をいただいているところでありますが、その審査結果について、委員長から報告書が提出されております。予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

小西秀延委員長。

〔予算等審査特別委員会委員長 小西秀延君登壇〕

**○予算等審査特別委員会委員長（小西秀延君）** 予算等審査特別委員会、委員会審査報告書。

本委員会に付託された次の議案について、その審査結果を白老町議会委員会規則第 21 条の規定により報告します。

記、1、付託議案。

- (1)、議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- (2)、議案第 31 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- (3)、議案第 38 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。
- (4)、議案第 41 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について。
- (5)、議案第 42 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について。
- (6)、議案第 11 号 平成 28 年度白老町一般会計予算。
- (7)、議案第 12 号 平成 28 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。
- (8)、議案第 13 号 平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。
- (9)、議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算。
- (10)、議案第 15 号 平成 28 年度白老町学校給食特別会計予算。

- (11)、議案第 16 号 平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。
- (12)、議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算。
- (13)、議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算。
- (14)、議案第 19 号 平成 28 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。
- (15)、議案第 20 号 平成 28 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。
- (16)、議案第 21 号 平成 28 年度白老町水道事業会計予算。
- (17)、議案第 22 号 平成 28 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

## 2、審査の経過。

平成 28 年 3 月 8 日に再開された定例会 3 月会議において、本委員会に付託されたので、3 月 15 日、16 日、17 日、18 日の 4 日間にわたり委員会を開催し慎重に審議した。

## 3、審査の結果。

- (1)、議案第 30 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (2)、議案第 31 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (3)、議案第 38 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、可決すべきものと決定。
- (4)、議案第 41 号 第 5 次白老町総合計画基本計画の変更について、可決すべきものと決定。
- (5)、議案第 42 号 白老町過疎地域自立促進計画の策定について、可決すべきものと決定。
- (6)、議案第 11 号 平成 28 年度白老町一般会計予算、可決すべきものと決定。
- (7)、議案第 12 号 平成 28 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (8)、議案第 13 号 平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (9)、議案第 14 号 平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (10)、議案第 15 号 平成 28 年度白老町学校給食特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (11)、議案第 16 号 平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (12)、議案第 17 号 平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (13)、議案第 18 号 平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (14)、議案第 19 号 平成 28 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、可決すべきものと決定。
- (15)、議案第 20 号 平成 28 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、可決すべきものと決定。

(16)、議案第 21 号 平成 28 年度白老町水道事業会計予算、可決すべきものと決定。

(17)、議案第 22 号 平成 28 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、可決すべきものと決定。

以上であります。

**○議長（山本浩平君）** ただいま、委員長から報告がありましたが、これに対して何か質問などはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** 質問なしと認めます。

次に、議案ごとに順次討論、採決を行うわけでございますが、この際お諮りいたします。既に、予算等審査特別委員会において、各議案の討論を行っておりますので、討論を省略し、直ちに各議案の採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

議案第 30 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第 31 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 31 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 38 号、白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 38 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 41 号、第 5 次白老町総合計画基本計画の変更についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 41 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 42 号、白老町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 42 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 11 号、平成 28 年度白老町一般会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成多数〕

**○議長（山本浩平君）** 反対、7 番、森哲也議員、8 番、大淵紀夫議員。賛成 11、反対 2。

よって、議案第 11 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 12 号、平成 28 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 13 号、平成 28 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 13 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 14 号、平成 28 年度白老町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 15 号、平成 28 年度白老町学校給食特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 16 号、平成 28 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 17 号、平成 28 年度白老町墓園造成事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 18 号、平成 28 年度白老町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 19 号、平成 28 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 19 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 20 号、平成 28 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 20 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 21 号、平成 28 年度白老町水道事業会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 21 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

議案第 22 号、平成 28 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算を採決いたします。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 22 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

---

◎発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の

## 制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 15、発議第 1 号 白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

〔議会運営委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員長（吉田和子君） 発議第 1 号。

平成 28 年 3 月 22 日提出。

白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び白老町議会会議規則（平成 20 年議会規則第 2 号）第 8 条第 3 項の規定により提出します。

発議 1－3 をお開きください。議案説明であります。行政の組織機構の見直しによる「白老町課設置条例」の一部改正に伴い、総務文教常任委員会の所管に「地域振興課」を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表は下記のとおりであります。

なお、条例の施行日は、平成 28 年 4 月 1 日であります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第 1 号、白老町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎選挙第1号 選挙管理委員の選挙

○議長（山本浩平君） 日程第16、選挙第1号 選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

次に、指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員に花輪千代明氏、小野千恵子氏、桑田正博氏、平松幸子氏を指名いたします。

ただいま、議長において指名いたしました4氏を選挙管理委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、花輪千代明氏、小野千恵子氏、桑田正博氏、平松幸子氏が、選挙管理委員に当選されました。

---

◎選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙

○議長（山本浩平君） 日程第17、選挙第2号 選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

次に、指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員補充員に順位を定め、指名いたします。

第1順位、塚原光博氏、第2順位、村上栄子氏、第3順位、久慈ひとみ氏、第4順位、田辺真樹氏を指名いたします。

ただいま、議長において指名いたしました4氏を選挙管理委員補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、第1順位、塚原光博氏、第2順位、村上栄子氏、第3順位、久慈ひとみ氏、第4順位、田辺真樹氏が、それぞれ順位のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

---

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第18、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては、別紙のとおり、町村議会議員特別セミナーなどが予定されております。

承認第1号、議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。

なお、日程の変更等細部の取り扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号、議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

◎意見書案第1号 介護報酬の見直し等に関する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第19、意見書案第1号 介護報酬の見直し等に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第1号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

介護報酬の見直し等に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出をいたします。

介護報酬の見直し等に関する意見書（案）。

平成27年4月に実施された介護報酬の改定は、介護サービスの充実のプラス0.56%、処遇改善のプラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となった。

施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模型通所介

護師介護事業所では約 10%、介護予防通所介護・介護予防通所リハビリテーション事業所に至っては 20%を超えるマイナス改定となっている。

全国各地で、地域によっては介護報酬の引き下げによる住民の介護サービスの低下を招くとの声が上がっている。

社会保障の充実を理由に消費税 8%に引き上げたにもかかわらず、今回のマイナス改定によるサービスの低下があってはならない。

国は今回の大幅引き下げの理由として、賃金・物価の状況、介護事業者の経営状況等を踏まえて改定を行ったとしているが、都市部で利益を上げる一部の事業者を除いて、広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく訪問介護などのいくつかのサービスが利用できない自治体もある。

また、処遇改善加算は介護職員だけを対象にしているが、介護現場には介護職員・ケアマネジャー・事務職員、リハビリ技師・調理職員など多様な職種が働いており、介護職場全体のバランスのとれた処遇改善には、介護報酬全体の引き上げが必要である。

国が医療介護総合確保法により介護保険制度の運営を自治体に任せるようとする中で、住民の命を守り、地域の介護システムを維持させるためには、介護事業所の維持と、確保が困難になっている介護労働者の大幅な処遇改善が不可欠である。よって、国においては、次のとおり誰もが安心して利用できる介護保険制度の実現を基本とした介護報酬の見直し等を行うよう強く要望する。

#### 記

1. 介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬の見直し等に向けた検討を行うと同時に国の負担割合をふやすこと。
2. 利用者のサービス利用に支障をもたらさないよう、必要な対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

**○議長（山本浩平君）** ただいま、提出者から説明がありました。  
お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第 1 号、介護報酬の見直し等に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、意見書案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

---

◎意見書案第2号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第20、意見書案第2号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第2号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

子供の貧困対策の抜本的強化を求める意見書（案）

日本の子どもの貧困率は16.3%（2012年度）と6人に1人と、OECD諸国の平均を上回り、依然として深刻であり、道内ひとり親家庭の子どもの総数も、15年前の2000年と比較して約14%増の8万7,533人（2010年国勢調査）となっている。増加するひとり親家庭の支援は、子どもの貧困を解決するために重要である。

全国で就学援助を受給する児童生徒は、9万881人（2013年）と援助率は15年前と比べて約2倍の23.06%（道調べ）にのぼっている。教育的な配慮を必要とする子どもは高水準となっている。生活扶助基準引き下げに連動した就学援助の支給基準引き下げが広がっている。

また、国においては、非婚で子育てをするひとり親家庭に対し、死別や離別のひとり家庭と同様に公営住宅の入居や家賃で「寡婦（夫）控除」の適用を受けられるようにする「公営住宅法施行令改正」が行われたが、保育料、幼稚園授業料、学童クラブ育成料などの算定については、依然として、非婚ひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用は、自治体の判断に任されている。

生まれ育った環境で将来が左右されてはならないとの理念のもとに「子どもの貧困対策法」が制定された。

よって、国においては、子どもの貧困解決に向けて以下の対策の強化を求めるものである。

記

1. 生活扶助基準引き下げを就学援助に影響させない財政支援の強化。
2. 公営住宅法施行令改正に伴い、保育料、幼稚園授業料、児童クラブ育成料など所得基準のある給付やサービス全体について、寡婦（夫）控除が適用されるように所得税法を改正する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者から説明がありました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第2号、子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書（案）を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

**○議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

---

#### ◎各常任委員会の所管事務等調査について

**○議長（山本浩平君）** 日程第21、各常任委員会の所管事務等調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、産業厚生常任委員会、広地紀彰委員長。

〔産業厚生常任委員長 広地紀彰君登壇〕

**○産業厚生常任委員長（広地紀彰君）** 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項、畑作農業の振興と今後の展開について。  
2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員等、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は記載のとおりです。

7、調査結果及び意見。

本委員会は、畑作農業の振興と今後の展開について、担当課から説明を受けたほか、現地調査として畑作生産者への現地視察を行ったので、その結果を報告する。

（1）白老町農業の基本計画。畑作農業の振興展開に関する基本構想としては、農業経営基盤強化促進法に基づき北海道が定める農業経営基盤強化促進基本方針に即して白老町が独自で定める「白老町農業基盤強化促進基本構想」がある。これに基づき効率的・安定的な農業経営の指数や農用地の利用目標、農業経営者への支援などを総合的に定め、特に育成していく経営体制の展望を明らかにするものである。

（2）就農状況。畑作生産者としては平成23年4月の就農から平成27年12月まで計4件、総耕作面積23.4ヘクタールとなっている。主な作付作物はカボチャ、トマト、ミニトマト、ハウレンソウ、トウモロコシなどとなっている。

（3）主な支援制度及び基盤整備。支援制度としては北海道青年就農給付金補助事業がある。これは独立・自営農業就農者で45歳未満の就農者が補助対象となり1年間150万円が最大5年間にわ

たって給付されるものである（給付要件有）。町内給付金受給対象実績は平成 24 年度に 2 名、平成 26 年度に 2 名の合計 4 名である。また基盤整備事業としては以下の 2 点である。

①「農業基盤整備促進事業」これは地域の実情に鑑み、農地・農業水利の整備を実施し、生産能力の向上を図るものである。実施期間は平成 25 年度より平成 28 年度までであり、助成額は 1 ヘクタール当たり 150 万円、白老町内の受益面積は 17.3 ヘクタールとなっている。

②攻めの農業実践緊急対策事業。これは、低コスト・高収益農業への転換を目的に、生産・流通加工体制の効率化に向けて実施されるものであり、本町では初めて平成 27 年度に実施され、総事業費は 1 億 1,470 万 7,000 円、うち助成金額は 8,833 万 2,000 円となっており、ミニトマトなどの施設整備を、サントリーフラワーズ株式会社及び大塚化学株式会社の連携により実施される事業である。

（4）現地視察を行った社台地区畑作生産者の概要につきましては、記載のとおりでございます。

#### 8. 委員会の意見。

①白老町農業の有望性。まず第一に挙げられるのは白老町畑作農業の有望性である。温暖化の影響と考えられる町内気候の変化、また品種改良によって、白老町の気候や土壌に適した品種が導入可能となったことにより、有機農業といった個性的な営農、施設栽培など雪の少なさを活用した施設栽培の増加がみられたことは着目すべきである。

②農業支援の必要性。青年給付金など、既存補助金活用は評価できる。今後は作付実績の調査分析を行い、白老町農業の方向性に資する情報やノウハウの蓄積を図り、もって戦略的な就農者招致を図るべきである。

③営農指導や連携を図る。実績ある農家の参入などにより、営農指導や農家同士の連携が見られる。今後は農業機械の協同化や農業試験場、研究機関などとの連携による白老町畑作農業の追及が必要である。営農者の販路自主開拓は評価するものの、今後の出荷体制などに対する支援の方策、また営農状況の掌握に努めるべきである。

④新規就農の充実を図る。暗渠整備などの既存支援については評価するが、今後の就農者増を企図し、農地中間管理機構の活用や農業公社との連携による就農希望者の情報収集と対応を行う必要がある。畑作の振興計画が本町にも整備されていることは評価できるものであり、畑作農業のさらなる展開は一層の企業連携や生産加工体制への連携など産業として発展の大きな視点と捉える。今後も白老町の農業振興にも影響ある中で、情報収集を行い、実態を踏まえた農業振興を図る必要がある。また、堆肥、温泉活用など、白老らしい農業のあり方を追求し、さらなる畑作振興を志向すべきである。

以上であります。

○議長（山本浩平君） 続きまして、広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長。

〔広報広聴常任委員長 氏家裕治君登壇〕

○広報広聴常任委員長（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1、調査事項（1）分科会①総務文教分科会、NPO白老消費者協会との懇談。（2）小委員会・議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究、・議会懇談会について。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として、町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

（1）分科会

①総務文教分科会。総務文教分科会は、NPO白老消費者協会との懇談を実施した。なお、その内容については、別紙「活動報告書」のとおりである。

（2）小委員会。小委員会は、議会広報第154号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究及び議会懇談会に関する調査を行った。

以上であります。

**○議長（山本浩平君）** ただいま、それぞれの常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（山本浩平君）** それでは、これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎諸般の報告

**○議長（山本浩平君）** 日程第22、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から委員会規則第17条の規定により、お手元に配付をいたしました通知書のとおり、休会中における所管事務等の調査の申し出がありました。

それぞれの委員会におかれましては、調査等よろしく願いをいたします。

次に、総務文教常任委員会において調査中である所管事務の調査期間の延期について報告いたします。

総務文教常任委員会より、現在、調査中である所管事務調査、「公共施設等総合管理計画について」、結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付いたしました通知書のとおり、調査期間の延期について申し出がありました。総務文教常任委員会においては、引き続き調査等よろしく願いをいたします。

次に、皆様には、要望書等3件を前もって配付しております。

それぞれの関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位におかれましては、その趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場で、しかるべく措置

をいただくことをお願いいたします。

---

◎休会について

○議長（山本浩平君） 日程第 23、休会について、お諮りいたします。

通年議会のため、3月 31 日まで休会となっておりますが、このあと、休会日を変更して明日 23 日から 6 月 30 日までの 100 日間を休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。明日 23 日から 6 月 30 日までの 100 日間を休会といたします。

---

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3 時 2 8 分）

会議規則第109条の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 吉 田 和 子

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 森 哲 也